整骨範草稿について

蒲原　宏

本書は未刊の正骨書で、稀購書である。

現在までその所在が知られているものは左記の三本である。

	書名	編著者	旧所蔵者	現所蔵者	丁数
(一)	整骨範草稿	吉雄幸載	安永文庫旧蔵 高見氏	宗田　一	八一丁
(二)	整骨範草稿	吉雄幸載	蒲林亭 秋師煥旧蔵	蒲原　宏	三六丁
	(丁未(一八四七)呂下之二日筆写)				
(三)	文化正骨範艸稿	二宮彦可		島津兼治	二〇丁
	(擁鼻処正骨範草稿　筆写年月日なし)				

このうち最も医書として調っているのは宗田本で、本文、整復操作図譜、固定包帯図譜(縛帯図式)の三つから成立っている。

しかしこの固定包帯図譜は文化十年(一八一三)刊の大槻玄幹の「泰西外科収功」に似、整復操作の挿図は整復術の記述と並記されているが、縛帯図式は全く別巻となっているので、本書の最終的な形態であろうことが推定されるものである。

第二の筆者所蔵のものは二巻の合冊で、「整骨範草」と「整骨範草稿図」からなっているもので「渡辺蔵書」の印と「蒲林亭・秋師渙」という筆録者の名がある。

筆録年代は巻末に「丁未大呂下之二日」と「丁未臘月季九之日」とあるから、恐らく弘化四丁未年(一八四七)と推定される。

宗田本に比して筆写がやや粗雑で、誤字も見られ、原著から可成り数本を経ての写本と考えられ、原本成立は文政・天保年間であろうか。

第三の島津本は二〇丁で外題は「文化正骨範艸稿」とあるが、内題には「擁鼻處正骨範草稿」とあり、筆者は「二宮獻彦可筆記」とある。

三本は書名が少し異なってはいるが、編述内容は大略同

じものである。

記載されてる整復手技は、(1)熊顧母法子法三　(2)風車母法子法八　(3)鸞翔母法　(4)靡風母法子法三　(5)雀跨母法子法一　(6)円旋母法子法四　(7)躍魚母法　(8)游魚母法　(9)尺蠖母法子法三　(10)弄玉　(11)鴿尾　(12)螺旋　(13)燕尾母法子法二　(14)竜騎母法　と採珠母法子法一（但し島津本のみ記載）の基本十五法である。

各整復法の記載を検討してみると、全て二宮彦可が文化五年（一八〇八）に出版した「正骨範」巻下に収載されている「杏蔭斎吉原先生手法」（一丁より四十二丁まで）の漢文を読み下し文としたものであることが判明した。

挿図も「正骨範」の挿図をスケッチ化したものである。「整骨範草稿」の編集の形態構成を「正骨範」の構成と比較すると上巻の正骨総論、検骨・脈證治法・十不治證・敷薬法・慰斗烙法・鏝慰法・振挺法・腰柱法・杉籬法・裏帑法と下巻の麻薬法・慰薬部・膏薬部・敷薬部・洗薬部・丸散部・湯薬部を全て削除して実用的に編集しなおしたものであることが明らかとなった。

元来、島津本のような形の草稿が存在し、「正骨範」が漢文に作られたものではなかろうと考えたい。島津本にわざわざ「文化正骨範艸稿」と記述することはおかしな記述である。

宗田本には「御施薬院　吉雄幸載種通」、蒲原本には「長崎施薬院外科　吉雄幸載種通選」とあり、吉雄幸載が長崎施薬院外科に任ぜられたのは文化十四年（一八一七）六月のことであるから、二宮彦可の「正骨範」の出版より少なくとも十年後に編集されたものであると推定される。

しかもその内容は「正骨範」の和訳と包帯法の部は大槻玄幹の「泰西外科収功」と記載内容が全く同じく、その序文は下巻の桂川国寧のものの後半を省略したものである。

また「縛帯図式附言」は大槻玄沢の「繃縛図式附言凡例」の前文十三行と末尾四行を削除している。しかし包帯術に使用する小道具ならびに附図とその説明は泰西外科収功の記載よりはむしろ吉雄流外科の特徴が多く認められる。従って「整骨範草稿」という正骨書は実に奇妙な剽窃に類する医学書である。

序文は他人のものを部分削除して編者の名を附し、本文は他人の著書の和訳読み下し文として使用し、包帯法は吉

雄家伝来のものを強調し、薬法その他を全く収載しない医学書なのである。これに類するものに「吉原杏蔭斎正骨要訣」を「吉雄流正骨法」としたり、「済春園正骨術要訣―竹中思順著」としたりするものと全く同じ剽竊本であり、原著に無断で自己固有の著書の如く門弟に伝授していたようである。

「整骨範草稿」の著者吉雄幸載（一七八七―一八六六）は名を種通、通称幸沢、号は素友、幼名は諸熊五郎兵衛と称した。父は吉雄種徳で、耕牛の甥である。天明八年（一七八七）長崎で生まれ、文化十四年（一八一七）六月長崎施薬院外科に任ぜられ、シーボルトの門下生にもなった人物である。この人にしてこのような形式の著述が行なわれていたとは驚かされる。

慶応二年（一八六六）二月十三日七十九歳で長崎で没している。

（県立ガンセンター新潟病院）

日本における新生児沐浴の変遷

蔵方宏昌

初湯の時期

『千金方』を引用している『医心方』と『万安方』は臍帯を切断する前に沐浴させることを取り入れている。しかし平安時代には、シナの「三朝の礼」に倣って、分娩当日の沐浴は簡単にして清拭に留め、二日または三日後に「初湯の儀」として丁寧な沐浴を行うことが多かった（梶完次「明治前日本産婦人科史」七八頁）。この風習は江戸時代以降になると変り、分娩当日丁寧な沐浴をすることが多くなった。香月牛山は『小児必用養育草』で「今時の風俗により、生まれ下るとそのまま取りあげて洗いたるがよきなり」と述べている。

一、分娩当日

丹波康頼『医心方』永観二年（九八四）

紫　式部『紫式部日記』寛弘五年（一〇〇八）の記録